

職員の勤務時間に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第3号

職員の勤務時間に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成3年函館市規則第30号）
の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。